

令和2年度保険料率に係る参考資料

1. 都道府県保険料率関係

令和2年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する(年齢調整及び所得調整を含む)。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、平成30年度の実績データを集計したものに、全国計における令和2年度の見込み値の平成30年度の実績値との比率を乗じて算出。
 - ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、平成30年度の実績データを集計したものから、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額(窓口負担減免額及び波及増分に係る額)を控除したうえで、全国計における令和2年度の見込み値との比率を乗じて算出。
 - ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額(原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「平成30年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額」も必要となる。

○ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数(令和2年度見込み)

(百人)

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	413,450	19,916	22,056	22,822	24,463	27,111	27,461	30,753	34,113	39,768	40,093	33,520	30,908	29,064	20,978	10,423
1 北海道	18,969	807	910	971	1,070	1,134	1,121	1,290	1,503	1,817	1,839	1,630	1,595	1,553	1,216	513
2 青森	4,702	202	229	254	300	282	260	318	379	439	437	413	426	387	258	120
3 岩手	4,387	192	224	243	273	258	254	300	350	403	387	363	387	379	260	115
4 宮城	7,861	362	407	420	455	486	501	598	685	747	692	596	616	633	461	203
5 秋田	3,488	138	166	184	201	186	178	234	283	321	299	289	332	339	233	107
6 山形	4,213	193	220	239	261	250	247	302	348	381	356	329	374	365	239	111
7 福島	7,111	337	365	397	446	463	460	526	577	648	600	552	597	580	390	173
8 茨城	7,395	345	390	416	452	484	468	546	618	717	724	599	551	540	363	183
9 栃木	5,619	260	300	322	335	349	355	422	481	557	537	436	412	414	291	149
10 群馬	6,583	305	351	383	412	429	413	466	533	642	656	536	472	465	339	181
11 埼玉	14,195	634	732	803	857	915	887	985	1,133	1,411	1,548	1,251	1,026	938	695	382
12 千葉	10,119	462	517	548	586	647	642	725	817	977	1,058	852	724	703	548	310
13 東京都	50,422	2,313	2,339	2,280	2,400	3,453	4,086	4,327	4,552	4,945	4,995	4,153	3,551	3,294	2,494	1,240
14 神奈川県	16,772	761	844	891	951	1,042	1,069	1,200	1,378	1,666	1,822	1,500	1,225	1,102	857	464
15 新潟	8,641	402	461	486	535	538	516	608	694	822	792	711	696	686	467	227
16 富山	4,367	196	228	254	276	276	255	291	342	442	446	357	327	319	235	123
17 石川	4,717	228	256	273	297	312	294	330	370	467	468	371	348	335	241	127
18 福井	3,099	148	172	181	197	206	190	219	240	289	282	245	246	230	169	87
19 山梨	2,679	127	140	152	167	177	165	183	205	247	258	229	208	202	140	77
20 長野	6,905	329	376	405	440	441	418	470	541	670	671	569	529	513	350	185
21 岐阜	7,965	376	447	482	525	534	486	542	616	759	796	664	603	543	388	202
22 静岡	10,816	496	584	618	661	689	674	773	867	1,037	1,070	901	815	765	566	298
23 愛知	26,142	1,277	1,429	1,478	1,590	1,896	1,879	1,998	2,156	2,564	2,672	2,138	1,826	1,570	1,087	585
24 三重	5,425	251	293	307	336	380	359	395	430	512	528	451	426	369	254	134
25 滋賀	3,724	189	215	221	233	246	244	274	305	361	354	287	269	254	179	91
26 京都	9,329	457	499	513	545	638	659	700	772	919	935	755	652	580	454	252
27 大阪	36,038	1,804	1,945	1,997	2,162	2,530	2,618	2,766	2,994	3,555	3,714	2,964	2,452	2,096	1,580	862
28 兵庫	15,808	772	864	890	962	1,053	1,031	1,162	1,272	1,534	1,582	1,294	1,170	1,065	770	387
29 奈良	3,374	164	190	201	210	220	212	241	271	326	331	273	243	228	172	93
30 和歌山	3,129	145	168	181	208	205	188	214	239	294	322	279	250	213	144	78
31 鳥取	2,159	110	120	124	134	131	130	157	181	200	186	163	175	179	117	52
32 島根	2,633	133	148	154	166	156	148	180	207	244	227	195	216	222	159	76
33 岡山	7,578	385	425	443	476	524	510	569	611	735	722	574	535	511	364	194
34 広島	11,423	563	645	655	694	761	754	822	914	1,115	1,131	899	831	802	562	276
35 山口	4,543	205	246	259	281	277	255	306	357	437	439	360	355	369	275	123
36 徳島	2,839	140	154	154	166	178	185	217	243	274	255	217	211	213	153	78
37 香川	4,091	201	229	237	256	260	256	294	335	402	388	309	295	298	220	112
38 愛媛	5,570	279	317	323	344	358	354	415	461	535	520	433	432	401	271	127
39 高知	2,684	128	143	153	169	162	154	184	217	271	259	211	212	201	143	76
40 福岡	19,868	1,080	1,149	1,129	1,157	1,302	1,334	1,535	1,703	1,899	1,803	1,474	1,422	1,383	1,027	470
41 佐賀	3,123	164	184	190	201	199	191	223	249	270	254	232	249	250	184	81
42 長崎	4,874	255	281	283	304	298	286	343	383	425	418	389	426	405	265	113
43 熊本	6,730	367	398	394	402	417	436	520	563	600	554	513	544	538	335	148
44 大分	4,475	219	253	261	278	285	261	313	360	416	400	342	353	357	256	122
45 宮崎	4,237	235	264	264	270	259	245	302	347	387	353	311	342	345	220	93
46 鹿児島	6,496	376	409	397	402	395	408	490	540	558	510	485	536	541	326	124
47 沖縄	6,131	407	428	412	421	428	428	480	491	532	503	425	423	388	261	103

・各支部の年齢階級別加入者数の平成30年度実績に、全国計の加入者数の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。

・数値は、年度の平均値。

○ 都道府県支部別医療給付費(令和2年度見込み)

(百万円)

1 北海道	269,038	25 滋賀	44,971
2 青森	60,759	26 京都	117,143
3 岩手	55,743	27 大阪	461,772
4 宮城	103,035	28 兵庫	203,851
5 秋田	49,543	29 奈良	43,555
6 山形	55,713	30 和歌山	40,250
7 福島	86,796	31 鳥取	27,713
8 茨城	89,628	32 島根	35,736
9 栃木	69,815	33 岡山	98,110
10 群馬	80,682	34 広島	144,111
11 埼玉	172,287	35 山口	61,858
12 千葉	125,030	36 徳島	38,552
13 東京	611,039	37 香川	55,457
14 神奈川	210,114	38 愛媛	71,202
15 新潟	103,137	39 高知	36,281
16 富山	52,162	40 福岡	265,135
17 石川	60,274	41 佐賀	45,828
18 福井	39,722	42 長崎	65,948
19 山梨	33,689	43 熊本	90,182
20 長野	82,738	44 大分	60,439
21 岐阜	98,496	45 宮崎	53,644
22 静岡	130,474	46 鹿児島	85,491
23 愛知	310,008	47 沖縄	73,698
24 三重	65,413	全国計	5,236,260

- ・ 各支部の医療給付費の平成30年度実績から東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除している。

○ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費(令和2年度見込み)

(円)

計	126,648
0～ 4 歳	185,454
5～ 9	88,959
10～14	70,371
15～19	56,522
20～24	53,154
25～29	65,820
30～34	75,203
35～39	81,913
40～44	91,362
45～49	110,447
50～54	141,914
55～59	179,753
60～64	226,073
65～69	289,631
70～74	416,594

- ・ 平成30年度実績における年齢階級別加入者1人当たり医療給付費から、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、年齢階級計の加入者1人当たり医療給付費の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除している。

○ 都道府県支部別総報酬額(令和2年度見込み)

(百万円)

1 北海道	4,292,180	25 滋賀	873,482
2 青森	966,964	26 京都	2,277,649
3 岩手	948,368	27 大阪	8,906,510
4 宮城	1,788,011	28 兵庫	3,797,594
5 秋田	719,350	29 奈良	751,596
6 山形	927,977	30 和歌山	684,122
7 福島	1,641,303	31 鳥取	458,329
8 茨城	1,799,844	32 島根	568,671
9 栃木	1,343,140	33 岡山	1,761,957
10 群馬	1,561,412	34 広島	2,691,953
11 埼玉	3,533,908	35 山口	1,066,127
12 千葉	2,510,151	36 徳島	633,991
13 東京	13,995,340	37 香川	933,498
14 神奈川	4,410,185	38 愛媛	1,226,441
15 新潟	1,960,616	39 高知	596,366
16 富山	1,084,971	40 福岡	4,535,698
17 石川	1,143,707	41 佐賀	656,205
18 福井	738,969	42 長崎	1,025,257
19 山梨	624,960	43 熊本	1,443,386
20 長野	1,601,239	44 大分	961,811
21 岐阜	1,899,780	45 宮崎	877,836
22 静岡	2,667,147	46 鹿児島	1,339,164
23 愛知	6,709,411	47 沖縄	1,121,963
24 三重	1,315,767	全国計	99,374,307

・ 標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の平成30年度実績に、全国計の平成30年度実績に対する令和2年度見込みの比率及び予定保険料納付率(約0.993)を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。

○ 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(令和2年度見込み)

【支出】

(百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	5,236,260
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拋出金を除く)	445,544
・拋出金等(国庫補助を除く)	3,420,428
・前期高齢者納付金	1,316,486
・後期高齢者支援金	2,103,860
・退職者給付拋出金	68
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	164,588
・一般管理費(国庫負担を除く)	49,478
・貸付金	166
・雑支出	69,720
・準備金積立て	544,454
*事務経費・雑支出(国)	37,027
合 計	9,967,665

【収入】

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	9,937,431
その他収入	
・貸付金返済収入	166
・雑収入	25,356
*日雇特例被保険者保険料収入	1,463
*雑収入等(国)	3,249
合 計	9,967,665

- ・ * については、国の予算において計上されるもの。
- ・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号経費及びその他収入において、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

共通料率等

共通料率(A + B - C)		4.73 %
	A. 第2号都道府県単位保険料率	3.89 %
	B. 第3号都道府県単位保険料率	0.87 %
	C. 収入等の率	0.03 %
第1号平均保険料率		5.27 %
計		10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率(共通料率のA)及び収入等の率(共通料率のC)には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率(共通料率のB)及び収入等の率(共通料率のC)には、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

○ 平成30年度の都道府県支部別の収支差

- ・ 令和2年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。

収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」(マイナス記号)を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1	北海道	▲208	25	滋賀	155
2	青森	301	26	京都	▲196
3	岩手	▲33	27	大阪	560
4	宮城	▲363	28	兵庫	140
5	秋田	▲147	29	奈良	▲240
6	山形	▲219	30	和歌山	▲104
7	福島	▲282	31	鳥取	▲95
8	茨城	437	32	島根	7
9	栃木	▲112	33	岡山	367
10	群馬	560	34	広島	388
11	埼玉	▲285	35	山口	175
12	千葉	806	36	徳島	303
13	東京	▲585	37	香川	57
14	神奈川	▲365	38	愛媛	355
15	新潟	▲753	39	高知	▲207
16	富山	376	40	福岡	602
17	石川	71	41	佐賀	161
18	福井	▲65	42	長崎	246
19	山梨	296	43	熊本	▲551
20	長野	▲864	44	大分	590
21	岐阜	▲276	45	宮崎	108
22	静岡	▲492	46	鹿児島	▲519
23	愛知	▲22	47	沖縄	▲424
24	三重	346	全国計		0

○ インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額

(百万円)

	加算額	減算額	加減算額		加算額	減算額	加減算額
1 北海道	158	0	158	25 滋賀	32	73	▲41
2 青森	36	147	▲111	26 京都	84	0	84
3 岩手	35	102	▲67	27 大阪	328	0	328
4 宮城	66	512	▲446	28 兵庫	140	0	140
5 秋田	27	70	▲43	29 奈良	28	0	28
6 山形	34	176	▲142	30 和歌山	25	0	25
7 福島	60	198	▲137	31 鳥取	17	0	17
8 茨城	66	0	66	32 島根	21	48	▲27
9 栃木	50	0	50	33 岡山	65	43	22
10 群馬	58	0	58	34 広島	99	0	99
11 埼玉	130	0	130	35 山口	39	0	39
12 千葉	93	0	93	36 徳島	23	0	23
13 東京	516	0	516	37 香川	34	0	34
14 神奈川	163	0	163	38 愛媛	45	0	45
15 新潟	72	417	▲345	39 高知	22	0	22
16 富山	40	76	▲36	40 福岡	167	0	167
17 石川	42	103	▲61	41 佐賀	24	259	▲235
18 福井	27	190	▲163	42 長崎	38	177	▲139
19 山梨	23	0	23	43 熊本	53	245	▲191
20 長野	59	92	▲33	44 大分	35	15	20
21 岐阜	70	0	70	45 宮崎	32	89	▲56
22 静岡	98	9	89	46 鹿児島	49	133	▲83
23 愛知	247	0	247	47 沖縄	41	414	▲372
24 三重	48	77	▲29	全国計	3,663	3,663	0

・ 加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。

令和2年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位: %)

	医療給付費に についての調整前の 保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に についての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (精算除く) (a+b+4.73)	保険料率 (精算含む) (インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (d)	インセンティブ分
		年齢調整	所得調整					
全 国	5.27	—	—	5.27	10.00	10.00	10.00	0.000
1 北 海 道	6.27	▲ 0.27	▲ 0.33	5.67	10.40	10.41	10.41	0.004
2 青 森	6.28	▲ 0.20	▲ 0.89	5.19	9.92	9.89	9.88	▲ 0.011
3 岩 手	5.88	▲ 0.25	▲ 0.59	5.04	9.77	9.77	9.77	▲ 0.007
4 宮 城	5.76	▲ 0.13	▲ 0.30	5.33	10.06	10.08	10.06	▲ 0.025
5 秋 田	6.89	▲ 0.51	▲ 0.87	5.50	10.23	10.25	10.25	▲ 0.006
6 山 形	6.00	▲ 0.21	▲ 0.48	5.31	10.04	10.07	10.05	▲ 0.015
7 福 島	5.29	▲ 0.10	▲ 0.22	4.97	9.70	9.72	9.71	▲ 0.008
8 茨 城	4.98	0.01	0.07	5.06	9.79	9.76	9.77	0.004
9 栃 木	5.20	▲ 0.03	▲ 0.03	5.14	9.87	9.88	9.88	0.004
10 群 馬	5.17	▲ 0.02	▲ 0.07	5.07	9.81	9.77	9.77	0.004
11 埼 玉	4.88	0.01	0.18	5.06	9.79	9.80	9.81	0.004
12 千 葉	4.98	▲ 0.10	0.16	5.05	9.78	9.75	9.75	0.004
13 東 京	4.37	0.06	0.71	5.13	9.87	9.87	9.87	0.004
14 神 奈 川	4.76	▲ 0.03	0.45	5.18	9.91	9.92	9.93	0.004
15 新 潟	5.26	▲ 0.12	▲ 0.31	4.82	9.55	9.59	9.58	▲ 0.018
16 富 山	4.81	▲ 0.08	0.17	4.90	9.63	9.59	9.59	▲ 0.003
17 石 川	5.27	▲ 0.02	0.05	5.29	10.02	10.02	10.01	▲ 0.005
18 福 井	5.38	▲ 0.10	▲ 0.04	5.24	9.97	9.98	9.95	▲ 0.022
19 山 梨	5.39	▲ 0.11	▲ 0.16	5.12	9.85	9.80	9.81	0.004
20 長 野	5.17	▲ 0.06	▲ 0.19	4.92	9.65	9.70	9.70	▲ 0.002
21 岐 阜	5.18	0.02	▲ 0.04	5.17	9.90	9.91	9.92	0.004
22 静 岡	4.89	▲ 0.05	0.13	4.97	9.70	9.72	9.73	0.003
23 愛 知	4.62	0.19	0.33	5.15	9.88	9.88	9.88	0.004
24 三 重	4.97	0.05	0.05	5.07	9.80	9.77	9.77	▲ 0.002
25 滋 賀	5.15	0.06	▲ 0.13	5.08	9.81	9.79	9.79	▲ 0.005
26 京 都	5.14	0.06	0.08	5.28	10.01	10.02	10.03	0.004
27 大 阪	5.18	0.16	0.14	5.49	10.23	10.22	10.22	0.004
28 兵 庫	5.37	0.04	▲ 0.00	5.41	10.14	10.13	10.14	0.004
29 奈 良	5.80	▲ 0.01	▲ 0.42	5.37	10.10	10.13	10.14	0.004
30 和 歌 山	5.88	0.03	▲ 0.52	5.39	10.12	10.13	10.14	0.004
31 鳥 取	6.05	▲ 0.12	▲ 0.70	5.23	9.96	9.98	9.99	0.004
32 島 根	6.28	▲ 0.27	▲ 0.59	5.42	10.15	10.15	10.15	▲ 0.005
33 岡 山	5.57	0.07	▲ 0.18	5.46	10.19	10.17	10.17	0.001
34 広 島	5.35	0.04	▲ 0.10	5.29	10.10	10.00	10.01	0.004
35 山 口	5.80	▲ 0.19	▲ 0.13	5.49	10.22	10.20	10.20	0.004
36 徳 島	6.08	▲ 0.08	▲ 0.40	5.59	10.32	10.28	10.28	0.004
37 香 川	5.94	▲ 0.05	▲ 0.28	5.61	10.34	10.33	10.34	0.004
38 愛 媛	5.81	0.04	▲ 0.48	5.36	10.09	10.06	10.07	0.004
39 高 知	6.08	▲ 0.12	▲ 0.43	5.53	10.26	10.30	10.30	0.004
40 福 岡	5.85	0.03	▲ 0.28	5.60	10.33	10.31	10.32	0.004
41 佐 賀	6.98	▲ 0.16	▲ 0.76	6.06	10.79	10.77	10.73	▲ 0.036
42 長 崎	6.43	▲ 0.16	▲ 0.75	5.52	10.25	10.23	10.22	▲ 0.014
43 熊 本	6.25	▲ 0.03	▲ 0.64	5.58	10.31	10.35	10.33	▲ 0.013
44 大 分	6.28	▲ 0.16	▲ 0.62	5.50	10.23	10.17	10.17	0.002
45 宮 崎	6.11	▲ 0.07	▲ 0.84	5.20	9.93	9.92	9.91	▲ 0.006
46 鹿 児 島	6.38	▲ 0.03	▲ 0.87	5.48	10.21	10.25	10.25	▲ 0.006
47 沖 縄	6.57	0.32	▲ 1.65	5.24	9.97	10.01	9.97	▲ 0.033

・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、前期高齢者納付金等(3.44%)、保健事業費等(0.87%)、その他収入(▲0.03%)に係る合計の保険料率(4.73%)を加算したものである。

・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

・ インセンティブ制度の加算額は、平成30年度の支部総報酬額の実績に0.004%を乗じて計算するため、これを令和2年度総報酬額の見込みで除した料率換算値はちょうど0.004%になるとは限らない。減算額も平成30年度の支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料(資料2-1)中、「平成30年度(4月～3月確定値)」のデータを用いた実績」の減算する率とは一致しない。

都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文

保険料率の変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第160条 (略)

2 (略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三 (略)

4・5 (略)

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更についての意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13 (略)

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額(協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控除した額)の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

報奨金(インセンティブ)の額の算定

◎健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)

第45条の2 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率(一の事業年度の3月分から当該一の事業年度の翌事業年度の2月分までの保険料(任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の4月分から3月分までの保険料)として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。次条において同じ。)で除して得た額を第2号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の3月から用いる都道府県単位保険料率(法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条及び第45条の4第4項第1号において同じ。)を算定するものとする。

一 次のイからハまでに掲げる額を合算した額から二に掲げる額を控除した額

イ (略)

ロ 法第160条第3項第2号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額と一の事業年度の前々事業年度の3月から当該一の事業年度の前事業年度の2月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く。)の総報酬額(標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の4月から3月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る。)の総報酬額の総額の合算額に1,000分の0.1を乗じて得た額とを合算して得た額

ハ (略)

二 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額並びに高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部(法第7条の4第1項に規定する支部をいう。)の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額

二 (略)

報奨金(インセンティブ)の額の算定

◎健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)

第135条の5の2 令第45条の2第1号二の報奨金の額は、支部(法第7条の4第1項に規定する支部をいう。)ごとに第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数に第3号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額

イ (1)に掲げる数から(2)に掲げる数を減じて得た数((2)に掲げる数が(1)に掲げる数を上回る場合にあっては、零)

(1) 当該支部の総得点

(2) 各支部の(1)に規定する総得点の中央値として協会が定める数

ロ 当該支部の支部総報酬額

二 各支部の前号に掲げる額を合算した額

三 各支部の支部総報酬額を合算した額に1,000分の0.1を乗じて得た額

2 前項第一号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。

一 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定健康診査その他の健康診査であって協会が定めるもの(第4号において「特定健康診査等」という。)の実施率

二 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定保健指導(次号において「特定保健指導」という。)の実施率

三 特定保健指導の対象者の減少率

四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への受診を勧奨した者の保険医療機関の受診率

五 後発医薬品(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第20条第2号二に規定する後発医薬品をいう。)の使用割合

◎附則(平30・3・23厚生労働省令第32号)

第1条 この省令は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率(健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。)の算定については、なお従前の例による。

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.04」とする。

2 平成33年3月から平成34年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。

激変緩和率による保険料率の調整

◎健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則(抄)

第31条 平成20年10月改正健保法第160条第3項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第4条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る協会の各支部(健康保険法第160条第1項に規定する各支部をいう。)の取組の状況を勘案して平成36年3月31日までの間において政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。

◎健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第63号)附則(抄)

第4条 平成18年健保法等改正法附則第31条の政令で定める日は、平成32年3月31日とする。

定款変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九 (略)

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二～六 (略)

2・3 (略)

◎健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)(抄)

第2条の2 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)第7条の6 第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項、～(略)～ とする。

2. 特定保険料率及び基本保険料率関係

令和2年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率(特定保険料率)と、加入者の給付費等に充てられる保険料率(基本保険料率)の内訳を示すこととなっている。
- 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\begin{aligned} \text{特定保険料率} &= \frac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}} \\ \text{基本保険料率} &= \text{都道府県単位保険料率} - \text{特定保険料率} \end{aligned}$$

現 行

9.63 ~ 10.75%

特定保険料率
基本保険料率

$$\left(\begin{array}{c} 3.51\% \\ 6.12 \sim 7.24\% \end{array} \right)$$


令和2年3月賦課分～
(令和2年4月納付分～)

9.58 ~ 10.73%

$$\left(\begin{array}{c} 3.43\% \\ 6.15 \sim 7.30\% \end{array} \right)$$

※任意継続被保険者にあつては、令和2年4月分～

3. 日雇特例被保険者保険料率関係

令和2年度の日雇特例被保険者の保険料額について

○日雇特例被保険者の保険料額(日額)は、次の算式※により算定し、厚生労働大臣が告示することとなっている。

保険料額(日額) = 標準賃金日額 × (平均保険料率 + 介護保険料率) × (1 + 0.31) ※健康保険法第168条

○平均保険料率は令和元年度と同じであるが、介護保険料率の見直しによって、日雇特例被保険者に係る保険料額が、令和2年4月納付分から以下のとおり変動することとなる。

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者の保険料額 (平均保険料率は10.00%、介護保険料率は1.79%により算定)

現 行				変 更 後			
標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額	標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	450円	175円	275円	第1級	450円	175円	275円
第2級	660円	255円	405円	第2級	670円	255円	415円
第3級	870円	335円	535円	第3級	880円	335円	545円
第4級	1,110円	425円	685円	第4級	1,110円	425円	685円
第5級	1,330円	510円	820円	第5級	1,340円	515円	825円
第6級	1,650円	630円	1,020円	第6級	1,650円	630円	1,020円
第7級	2,030円	775円	1,255円	第7級	2,040円	780円	1,260円
第8級	2,410円	920円	1,490円	第8級	2,420円	925円	1,495円
第9級	2,800円	1,070円	1,730円	第9級	2,810円	1,075円	1,735円
第10級	3,260円	1,245円	2,015円	第10級	3,270円	1,250円	2,020円
第11級	3,790円	1,450円	2,340円	第11級	3,810円	1,455円	2,355円

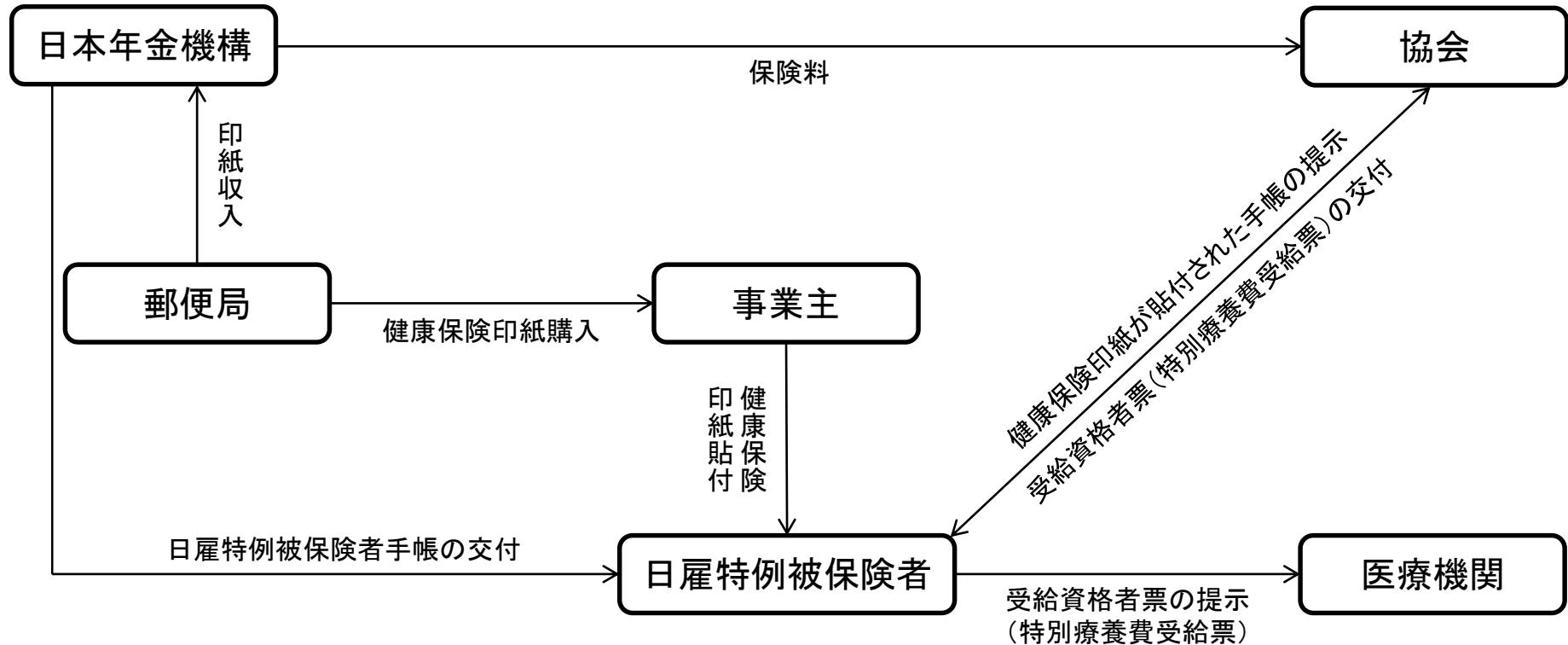
(2) (1)に掲げる者以外の日雇特例被保険者の保険料額（平均保険料率は10.00%により算定）

現 行 か ら 変 動 な し			
標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	390円	150円	240円
第2級	570円	220円	350円
第3級	740円	285円	455円
第4級	940円	360円	580円
第5級	1,140円	435円	705円
第6級	1,400円	535円	865円
第7級	1,730円	660円	1,070円
第8級	2,050円	785円	1,265円
第9級	2,380円	910円	1,470円
第10級	2,770円	1,060円	1,710円
第11級	3,230円	1,235円	1,995円

(注) 保険料額のうち、日雇特例被保険者と事業主の負担割合は、0.5:0.81となっている。

《日雇特例被保険者の保険料納付等の仕組みについて》

日雇特例被保険者は日々雇い入れられる者等が対象となっており、日本年金機構から日雇特例被保険者手帳の交付を行い、事業主が手帳に健康保険印紙を貼り、協会が確認するという方法で保険料を納付する仕組みとなっている。(日雇特例被保険者は、令和元年9月現在、約1.1万人)



【参考】

2カ月間に通算して26日分以上の保険料が納付されているか、またはその月の前6カ月間に通算して78日分以上の保険料を納めていることが受給資格者票の交付の要件となっている。(ただし、最初の手帳の交付等の場合には当該要件を満たしていなくとも特別療養費受給票を交付)